

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成22年3月1日
(第30期) 至 平成23年2月28日

株式会社 京 進

京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382-1

(E05053)

目次

頁

表紙		
第一部	企業情報	1
第1	企業の概況	1
	1. 主要な経営指標等の推移	1
	2. 沿革	3
	3. 事業の内容	4
	4. 関係会社の状況	5
	5. 従業員の状況	6
第2	事業の状況	7
	1. 業績等の概要	7
	2. 生産、受注及び販売の状況	9
	3. 対処すべき課題	10
	4. 事業等のリスク	10
	5. 経営上の重要な契約等	11
	6. 研究開発活動	11
	7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	12
第3	設備の状況	14
	1. 設備投資等の概要	14
	2. 主要な設備の状況	14
	3. 設備の新設、除却等の計画	17
第4	提出会社の状況	18
	1. 株式等の状況	18
	(1) 株式の総数等	18
	(2) 新株予約権等の状況	18
	(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	18
	(4) ライツプランの内容	18
	(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
	(6) 所有者別状況	18
	(7) 大株主の状況	19
	(8) 議決権の状況	19
	(9) ストックオプション制度の内容	19
	2. 自己株式の取得等の状況	20
	3. 配当政策	20
	4. 株価の推移	20
	5. 役員の状況	22
	6. コーポレート・ガバナンスの状況等	25
第5	経理の状況	30
	1. 連結財務諸表等	31
	(1) 連結財務諸表	31
	(2) その他	63
	2. 財務諸表等	64
	(1) 財務諸表	64
	(2) 主な資産及び負債の内容	85
	(3) その他	87
第6	提出会社の株式事務の概要	88
第7	提出会社の参考情報	89
	1. 提出会社の親会社等の情報	89
	2. その他の参考情報	89
第二部	提出会社の保証会社等の情報	90

[監査報告書]

[内部統制報告書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年5月27日
【事業年度】	第30期（自平成22年3月1日至平成23年2月28日）
【会社名】	株式会社 京進
【英訳名】	KYOSHIN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白川 寛治
【本店の所在の場所】	京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382-1
【電話番号】	075(365)1500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役企画本部長 高橋 良和
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区烏丸通五条下る大阪町382-1
【電話番号】	075(365)1500（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役企画本部長 高橋 良和
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜1丁目8番16号）

項目	前事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日)	当事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産（リース資産を除く） …定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。 建物 10年～50年</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） …定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 長期前払費用…定額法</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 （リース取引に関する会計基準の適用） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日がリース会計基準適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を採用しております。 これによる、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純損失に与える影響はありません。</p>	<p>有形固定資産（リース資産を除く） …定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。 建物 10年～50年</p> <p>無形固定資産（リース資産を除く） …定額法 ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 長期前払費用…定額法</p> <p>リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。	同左

項目	前事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日)	当事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。当事業年度は、計上しておりません。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。当事業年度は、計上しておりません。</p> <p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。</p> <p>(6) 訴訟損失引当金 訴訟に対する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>(追加情報) 平成22年3月31日に京都地方裁判所の判決を受けた訴訟について、その訴訟に関する損失の発生する可能性が高まったことに伴い、本件訴訟に係る損失見込額を訴訟損失引当金として計上しております。 この結果、特別損失が18,287千円増加し税引前当期純損失が同額増加しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 同左</p> <p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(会計方針の変更) 当事業年度より、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(5) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(6) _____</p>

項目	前事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	当事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)
6. 収益計上基準	授業料収入は在籍期間に対応して、また 入学金収入は入室時、教材収入は教材提供 時にそれぞれ売上高に計上しております。	同左
7. ヘッジ会計の方法	①ヘッジ会計の方法 金利スワップの特例処理の要件を充た す金利スワップについては、特例処理に よっております。 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金 ③ヘッジ方針 将来の金利市場における金利上昇によ る変動リスクを回避する目的でデリバテ ィブ取引を導入しており、借入金の金利 変動リスクをヘッジしております。 ④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の固定元本等とヘッジ対象 の固定元本等が一致しており、金利スワ ップの特例処理の要件に該当すると判定 されるため、当該判定をもって有効性の 判定に代えております。	①ヘッジ会計の方法 同左 ②ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 ③ヘッジ方針 同左 ④ヘッジ有効性評価の方法 同左
8. その他財務諸表作成のた めの基本となる重要な事 項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

【表示方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	当事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)
—————	(貸借対照表関係) 前事業年度まで流動資産において区分掲記しておりました「未収還付法人税等」は金額的重要性が低くなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度において、「その他」に含めた「未収還付法人税等」は142千円であります。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年2月28日)	当事業年度 (平成23年2月28日)																												
<p>※1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>(イ)担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">646,602千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">1,002,513</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,649,116</td> </tr> </table> <p>(ロ)上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">290,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一年以内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">112,650</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">524,409</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">927,059</td> </tr> </table>	建物	646,602千円	土地	1,002,513	計	1,649,116	短期借入金	290,000千円	一年以内返済予定長期借入金	112,650	長期借入金	524,409	計	927,059	<p>※1. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。</p> <p>(イ)担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">建物</td> <td style="text-align: right;">620,623千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">土地</td> <td style="text-align: right;">1,002,513</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,623,137</td> </tr> </table> <p>(ロ)上記に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">短期借入金</td> <td style="text-align: right;">150,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一年以内返済予定長期借入金</td> <td style="text-align: right;">184,272</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">長期借入金</td> <td style="text-align: right;">740,143</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,074,415</td> </tr> </table>	建物	620,623千円	土地	1,002,513	計	1,623,137	短期借入金	150,000千円	一年以内返済予定長期借入金	184,272	長期借入金	740,143	計	1,074,415
建物	646,602千円																												
土地	1,002,513																												
計	1,649,116																												
短期借入金	290,000千円																												
一年以内返済予定長期借入金	112,650																												
長期借入金	524,409																												
計	927,059																												
建物	620,623千円																												
土地	1,002,513																												
計	1,623,137																												
短期借入金	150,000千円																												
一年以内返済予定長期借入金	184,272																												
長期借入金	740,143																												
計	1,074,415																												
<p>※2. 財務制限条項</p> <p>当社は、事業資金の効率的な調達を行うため、リボルビング・クレジット・ファシリティ契約(シンジケートローン方式コミットメントライン)を締結しており、その内容は、下記の通りであります。</p> <p>なお、財務制限条項に抵触した場合、シンジケート団の多数貸付人からの要請があれば、期限の利益を失い、直ちに借入金の元本並びに利息及び精算金等を支払う義務を負うことになっております。</p> <p>(1) 株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とする平成18年8月31日付リボルビング・クレジット・ファシリティ契約</p> <p style="padding-left: 20px;">①特定融資枠契約の総額 2,000,000千円</p> <p style="padding-left: 20px;">②当事業年度末残高 400,000千円</p> <p style="padding-left: 20px;">③各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または2006年2月期決算期末日における単体の貸借対照表における純資産の部の金額(但し、2006年2月期決算期末日における単体の貸借対照表については、資本の部の金額)のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。</p> <p>各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または2006年2月期決算期末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額(但し、2006年2月期決算期の末日における連結の貸借対照表については、資本の部の金額)のいずれか大きい方の75%の金額以上にそれぞれ維持すること。</p> <p>各年度の決算期にかかる単体の損益計算書及び連結の損益計算書上の経常損益に関して、それぞれ2期連続して経常損失を計上しないこと。</p>	<p>※2. 財務制限条項</p> <p>当社は、事業資金の効率的な調達を行うため、シンジケートローン契約を締結しており、その内容は、下記の通りであります。</p> <p>1. 形式 タームローン</p> <p>年度末残高 900,000千円</p> <p>借入利率 6ヶ月TIBOR +1.0%</p> <p>契約期限 平成27年3月31日</p> <p>担保 各年度の連結損益計算書における経常損益において2期連続経常損失を計上したときは、当社所有の不動産に第1順位抵当権設定登記</p> <p>財務制限条項 ①平成23年2月期に終了する決算期以降各年度の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、平成22年2月期における連結貸借対照表純資産の部の金額の75%以上に維持すること。</p> <p>②平成22年2月期以降に到来する各年度の連結損益計算書における経常損益において、2期連続して償却前経常損失を計上しないこと。</p> <p>2. 形式 コミットメントライン</p> <p>契約金額 1,000,000千円</p> <p>年度末残高 0千円</p> <p>借入利率 貸付期間に対応したTIBOR +0.6%</p> <p>契約期限 平成23年3月30日</p> <p>担保 各年度の連結損益計算書における経常損益において2期連続経常損失を計上したときは、当社所有の不動産に第2順位根抵当権設定登記</p>																												

前事業年度 (平成22年2月28日)	当事業年度 (平成23年2月28日)
	財務制限条項 ①平成23年2月期に終了する決算期以降各年度の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、平成22年2月期における連結貸借対照表純資産の部の金額の75%以上に維持すること。 ②平成22年2月期以降に到来する各年度の連結損益計算書における経常損益において、2期連続して償却前経常損失を計上しないこと。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月 28日)	当事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月 28日)																																																									
<p>※1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額</p> <p style="padding-left: 20px;">売上原価 11,647千円</p> <p>※2. 一般管理費に含まれる研究開発費 3,808千円</p> <p>3. _____</p> <p>※4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物除却損</td><td style="text-align: right;">344千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品除却損</td><td style="text-align: right;">41</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア除却損</td><td style="text-align: right;">133</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">計</td><td style="text-align: right;">519</td></tr> </table> <p>※5. 関係会社に係る営業外収益は、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">業務受託手数料 1,142千円</p> <p>※6. 当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 35%;">種類</th> <th style="width: 50%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教室</td> <td style="text-align: center;">建物、リース資産等</td> <td>(小中部) 愛知県、滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県 計9件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教室</td> <td style="text-align: center;">建物、リース資産等</td> <td>(高校部) 京都府 計2件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教室</td> <td style="text-align: center;">建物、リース資産等</td> <td>(個別指導部) 埼玉県、東京都、神奈川県、 愛知県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 広島県、徳島県 計27件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教室</td> <td style="text-align: center;">建物等</td> <td>(幼児教育事業部) 京都府 計1件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教室</td> <td style="text-align: center;">建物等</td> <td>F C事業部 (京都市下京区)</td> </tr> </tbody> </table>	建物除却損	344千円	工具、器具及び備品除却損	41	ソフトウェア除却損	133	計	519	用途	種類	場所	教室	建物、リース資産等	(小中部) 愛知県、滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県 計9件	教室	建物、リース資産等	(高校部) 京都府 計2件	教室	建物、リース資産等	(個別指導部) 埼玉県、東京都、神奈川県、 愛知県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 広島県、徳島県 計27件	教室	建物等	(幼児教育事業部) 京都府 計1件	教室	建物等	F C事業部 (京都市下京区)	<p>※1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額</p> <p style="padding-left: 20px;">売上原価 930千円</p> <p>2. _____</p> <p>※3. 固定資産売却益の内訳は、次のとおりであります。</p> <p style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品 76千円</p> <p>※4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物除却損</td><td style="text-align: right;">943千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">工具、器具及び備品除却損</td><td style="text-align: right;">2,215</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">ソフトウェア除却損</td><td style="text-align: right;">1,430</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">360</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">計</td><td style="text-align: right;">4,949</td></tr> </table> <p>※5. 関係会社に係る営業外収益として業務受託手数料・雑収入に含まれるものは、2,234千円であります。</p> <p>※6. 当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">用途</th> <th style="width: 35%;">種類</th> <th style="width: 50%;">場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教室</td> <td style="text-align: center;">建物、リース資産等</td> <td>(小中部) 愛知県、滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県 計12件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教室</td> <td style="text-align: center;">建物、リース資産等</td> <td>(高校部) 滋賀県、京都府 計3件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教室</td> <td style="text-align: center;">建物、リース資産等</td> <td>(個別指導部) 神奈川県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 岡山県、広島県、徳島県、 福岡県 計15件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務所</td> <td style="text-align: center;">建物等</td> <td>(F C事業部) 東京都、愛知県、福岡県 計3件</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務所</td> <td style="text-align: center;">建物等</td> <td>(英会話事業部、 幼児教育事業部、日本語教育事 業部、これから研究所) 京都府</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">遊休資産</td> <td style="text-align: center;">電話加入権</td> <td>本社等</td> </tr> </tbody> </table>	建物除却損	943千円	工具、器具及び備品除却損	2,215	ソフトウェア除却損	1,430	その他	360	計	4,949	用途	種類	場所	教室	建物、リース資産等	(小中部) 愛知県、滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県 計12件	教室	建物、リース資産等	(高校部) 滋賀県、京都府 計3件	教室	建物、リース資産等	(個別指導部) 神奈川県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 岡山県、広島県、徳島県、 福岡県 計15件	事務所	建物等	(F C事業部) 東京都、愛知県、福岡県 計3件	事務所	建物等	(英会話事業部、 幼児教育事業部、日本語教育事 業部、これから研究所) 京都府	遊休資産	電話加入権	本社等
建物除却損	344千円																																																									
工具、器具及び備品除却損	41																																																									
ソフトウェア除却損	133																																																									
計	519																																																									
用途	種類	場所																																																								
教室	建物、リース資産等	(小中部) 愛知県、滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県 計9件																																																								
教室	建物、リース資産等	(高校部) 京都府 計2件																																																								
教室	建物、リース資産等	(個別指導部) 埼玉県、東京都、神奈川県、 愛知県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 広島県、徳島県 計27件																																																								
教室	建物等	(幼児教育事業部) 京都府 計1件																																																								
教室	建物等	F C事業部 (京都市下京区)																																																								
建物除却損	943千円																																																									
工具、器具及び備品除却損	2,215																																																									
ソフトウェア除却損	1,430																																																									
その他	360																																																									
計	4,949																																																									
用途	種類	場所																																																								
教室	建物、リース資産等	(小中部) 愛知県、滋賀県、京都府、 大阪府、奈良県 計12件																																																								
教室	建物、リース資産等	(高校部) 滋賀県、京都府 計3件																																																								
教室	建物、リース資産等	(個別指導部) 神奈川県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 岡山県、広島県、徳島県、 福岡県 計15件																																																								
事務所	建物等	(F C事業部) 東京都、愛知県、福岡県 計3件																																																								
事務所	建物等	(英会話事業部、 幼児教育事業部、日本語教育事 業部、これから研究所) 京都府																																																								
遊休資産	電話加入権	本社等																																																								
<p>当社では管理会計上の最小資産区分である校単位でグルーピングを行っております。</p> <p>減損損失を計上した教室については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであること、また、移転による既存教室の除却を予定していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額231,448千円を減損損失として特別損失に計上しております。</p> <p>その内訳は、</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding-left: 20px;">建物</td><td style="text-align: right;">170,194千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">リース資産</td><td style="text-align: right;">10,688千円</td></tr> <tr><td style="padding-left: 20px;">その他</td><td style="text-align: right;">50,566千円</td></tr> </table> <p>であります。</p>	建物	170,194千円	リース資産	10,688千円	その他	50,566千円	<p>当社では管理会計上の最小資産区分である校単位でグルーピングを行っております。</p> <p>また、遊休資産については、個別資産ごとにグルーピングを行っております。</p> <p>減損損失を計上した教室及び事務所については、営業活動から生じる損益が継続してマイナスであること、また、移転による既存教室の除却を予定していることから、当該資産又は資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。また電話加入権のうち、将来的な使用見込みがないものについて、回収可能価額まで減額しております。当該減少額79,601千円を減損損失として特別損失に計上しております。</p>																																																			
建物	170,194千円																																																									
リース資産	10,688千円																																																									
その他	50,566千円																																																									

前事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月 28日)	当事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月 28日)								
<p>なお、各資産の回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値によって測定しており、正味売却価額は不動産鑑定による評価額を基準とし、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算定しております。</p> <p>※ 7. 訴訟損失引当金繰入額 平成21年 4月 15日訴訟の事案に関して、京都地方裁判所の判決を受け、将来発生する可能性のある損失を見積もり、計上しております。</p>	<p>その内訳は、</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">42,897千円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td style="text-align: right;">4,696千円</td> </tr> <tr> <td>電話加入権</td> <td style="text-align: right;">24,560千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">7,446千円</td> </tr> </table> <p>であります。</p> <p>なお、電話加入権を除く各資産の回収可能価額は、正味売却価額及び使用価値によって測定しており、正味売却価額は不動産鑑定による評価額を基準とし、使用価値は、将来キャッシュ・フローを5%で割引いて算定しております。また、電話加入権については、市場価格等に基づく正味売却価額により測定しております。</p> <p>7. _____</p>	建物	42,897千円	リース資産	4,696千円	電話加入権	24,560千円	その他	7,446千円
建物	42,897千円								
リース資産	4,696千円								
電話加入権	24,560千円								
その他	7,446千円								

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月 28日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数 (株)	当事業年度増加株 式数 (株)	当事業年度減少株 式数 (株)	当事業年度末株式 数 (株)
普通株式	6,577	—	—	6,577
合計	6,577	—	—	6,577

当事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月 28日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数 (株)	当事業年度増加株 式数 (株)	当事業年度減少株 式数 (株)	当事業年度末株式 数 (株)
普通株式	6,577	58	—	6,635
合計	6,577	58	—	6,635

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加58株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月28日)					当事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)				
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成21年 2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。					所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成21年 2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。				
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額					1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額				
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	減損損失累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具、器具及び備品	102,360	64,903	23,648	13,807	工具、器具及び備品	72,295	52,235	17,507	2,553
車両運搬具	10,188	6,028	4,159	—	車両運搬具	5,304	2,121	3,182	—
合計	112,548	70,932	27,807	13,807	合計	77,599	54,356	20,689	2,553
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。					(注) 同左				
2. 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額					2. 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額				
1年内 22,458千円					1年内 5,686千円				
1年超 6,938					1年超 1,060				
計 29,396					計 6,747				
リース資産減損勘定の残高 15,589					リース資産減損勘定の残高 4,194				
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占めるその割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。					(注) 同左				
3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失					3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び減損損失				
支払リース料 23,323千円					支払リース料 22,649千円				
リース資産減損勘定の取崩額 7,433					リース資産減損勘定の取崩額 11,469				
減価償却費相当額 15,889					減価償却費相当額 11,179				
減損損失 7,066					減損損失 74				
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。					4. 減価償却費相当額の算定方法 同左				
※ 上記の他に、注記省略取引に係わる減損損失3,621千円を計上しております。					※ 上記の他に、注記省略取引に係わる減損損失4,621千円を計上しております。				

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年 2月28日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度 (平成23年 2月28日)

子会社株式及び子会社出資金 (貸借対照表計上額 子会社株式68,500千円、子会社出資金116,119千円) は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成22年2月28日)	当事業年度 (平成23年2月28日)																																																						
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産) (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">1,899</td></tr> <tr><td>一括償却資産損金不算入</td><td style="text-align: right;">2,804</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">477,876</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td style="text-align: right;">89,225</td></tr> <tr><td>会員権等評価損</td><td style="text-align: right;">11,571</td></tr> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">325,052</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">96,878</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,005,308</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△71,006</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">934,302</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">8,950</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,950</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">925,352</td></tr> </table>	未払事業税否認	1,899	一括償却資産損金不算入	2,804	退職給付引当金繰入限度超過額	477,876	役員退職慰労引当金否認	89,225	会員権等評価損	11,571	減価償却費超過額	325,052	その他	96,878	繰延税金資産小計	1,005,308	評価性引当額	△71,006	繰延税金資産合計	934,302	その他有価証券評価差額金	8,950	繰延税金負債合計	8,950	繰延税金資産の純額	925,352	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産) (単位：千円)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">39,334</td></tr> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">7,348</td></tr> <tr><td>一括償却資産損金不算入</td><td style="text-align: right;">1,083</td></tr> <tr><td>退職給付引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">520,283</td></tr> <tr><td>役員退職慰労引当金否認</td><td style="text-align: right;">92,190</td></tr> <tr><td>会員権等評価損</td><td style="text-align: right;">11,571</td></tr> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">263,875</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">88,344</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,024,030</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">△74,283</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">949,746</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>その他有価証券評価差額金</td><td style="text-align: right;">5,338</td></tr> <tr><td>繰延税金負債合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,338</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の純額</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">944,408</td></tr> </table>	賞与引当金繰入限度超過額	39,334	未払事業税否認	7,348	一括償却資産損金不算入	1,083	退職給付引当金繰入限度超過額	520,283	役員退職慰労引当金否認	92,190	会員権等評価損	11,571	減価償却費超過額	263,875	その他	88,344	繰延税金資産小計	1,024,030	評価性引当額	△74,283	繰延税金資産合計	949,746	その他有価証券評価差額金	5,338	繰延税金負債合計	5,338	繰延税金資産の純額	944,408
未払事業税否認	1,899																																																						
一括償却資産損金不算入	2,804																																																						
退職給付引当金繰入限度超過額	477,876																																																						
役員退職慰労引当金否認	89,225																																																						
会員権等評価損	11,571																																																						
減価償却費超過額	325,052																																																						
その他	96,878																																																						
繰延税金資産小計	1,005,308																																																						
評価性引当額	△71,006																																																						
繰延税金資産合計	934,302																																																						
その他有価証券評価差額金	8,950																																																						
繰延税金負債合計	8,950																																																						
繰延税金資産の純額	925,352																																																						
賞与引当金繰入限度超過額	39,334																																																						
未払事業税否認	7,348																																																						
一括償却資産損金不算入	1,083																																																						
退職給付引当金繰入限度超過額	520,283																																																						
役員退職慰労引当金否認	92,190																																																						
会員権等評価損	11,571																																																						
減価償却費超過額	263,875																																																						
その他	88,344																																																						
繰延税金資産小計	1,024,030																																																						
評価性引当額	△74,283																																																						
繰延税金資産合計	949,746																																																						
その他有価証券評価差額金	5,338																																																						
繰延税金負債合計	5,338																																																						
繰延税金資産の純額	944,408																																																						
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳については、税引前当期純損失が計上されているため記載しておりません。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.6%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>住民税均等割額</td><td style="text-align: right;">96.0%</td></tr> <tr><td>永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">9.0%</td></tr> <tr><td>評価性引当金の増減額</td><td style="text-align: right;">16.5%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">△1.5%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">160.6%</td></tr> </table>	法定実効税率	40.6%	(調整)		住民税均等割額	96.0%	永久に損金に算入されない項目	9.0%	評価性引当金の増減額	16.5%	その他	△1.5%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	160.6%																																								
法定実効税率	40.6%																																																						
(調整)																																																							
住民税均等割額	96.0%																																																						
永久に損金に算入されない項目	9.0%																																																						
評価性引当金の増減額	16.5%																																																						
その他	△1.5%																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	160.6%																																																						

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	当事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)
1株当たり純資産額 316.72円	1株当たり純資産額 313.73円
1株当たり当期純損失金額 15.52円	1株当たり当期純損失金額 1.43円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算出上の基礎

	前事業年度 (自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日)	当事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)
1株当たり当期純損失金額		
当期純損失(△)	△130,218千円	△12,016千円
普通株主に帰属しない金額	-千円	-千円
普通株式に係る当期純損失(△)	△130,218千円	△12,016千円
普通株式の期中平均株式数	8,389,423株	8,389,414株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年 3月 1日 至 平成22年 2月 28日)	当事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月 28日)
<p>(シンジケートローン契約)</p> <p>当社は、平成22年 3月 8日開催の取締役会において、下記のとおりシンジケートローン契約を締結することを決議し、平成22年 3月 15日に株式会社三菱東京UFJ銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約を締結いたしました。</p> <p>1. 形式 タームローン</p> <p> 契約金額 1,000,000千円</p> <p> 借入利率 6ヶ月TIBOR +1.0%</p> <p> 契約期限 平成27年 3月 31日</p> <p> 担保 各年度の連結損益計算書における経常損益において2期連続経常損失を計上したときは、当社所有の不動産に第1順位抵当権設定登記</p> <p> 財務制限条項 ①平成23年 2月期に終了する決算期以降各年度の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、平成22年 2月期における連結貸借対照表純資産の部の金額の75%以上に維持すること。</p> <p> ②平成22年 2月期以降に到来する各年度の連結損益計算書における経常損益において、2期連続して償却前経常損失を計上しないこと。</p> <p>2. 形式 コミットメントライン</p> <p> 契約金額 1,000,000千円</p> <p> 借入利率 貸付期間に対応したTIBOR +0.6%</p> <p> 契約期限 平成23年 3月 30日</p> <p> 担保 各年度の連結損益計算書における経常損益において2期連続経常損失を計上したときは、当社所有の不動産に第2順位根抵当権設定登記</p> <p> 財務制限条項 ①平成23年 2月期に終了する決算期以降各年度の連結貸借対照表における純資産の部の金額を、平成22年 2月期における連結貸借対照表純資産の部の金額の75%以上に維持すること。</p> <p> ②平成22年 2月期以降に到来する各年度の連結損益計算書における経常損益において、2期連続して償却前経常損失を計上しないこと。</p> <p>なお、上記シンジケートローン契約の締結にともない平成18年 8月 31日付シンジケーション方式コミットメントライン契約（融資枠の総額2,000,000千円）は、終了いたしております。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

④【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (千円)	
投資有価証券	その他有価証券	株式会社滋賀銀行	88,000	40,304
		株式会社池田泉州ホールディングス	138,750	17,898
		株式会社アップ	22,200	13,275
		ナガイレーベン株式会社	5,800	11,930
		株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	10,000	4,530
		日本電信電話株式会社	1,000	3,990
		キヤノン株式会社	610	2,403
		株式会社ステップ	4,000	2,064
		株式会社関西アーバン銀行	11,250	1,631
		株式会社りそなホールディングス	2,000	892
		その他 (2銘柄)	2,700	1,109
計		286,310	100,029	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高 (千円)
有形固定資産							
建物	4,362,625	55,144	242,495 (42,897)	4,175,274	2,208,957	172,381	1,966,317
構築物	209,859	804	15,030 (2,997)	195,632	139,347	8,272	56,285
車両運搬具	23,906	7,880	7,147	24,640	17,104	3,868	7,536
工具、器具及び備品	949,914	20,535	138,901 (2,512)	831,548	762,195	38,621	69,353
土地	1,651,614	—	—	1,651,614	—	—	1,651,614
建設仮勘定	—	65,191	63,571	1,620	—	—	1,620
有形固定資産計	7,197,921	149,556	467,145 (48,408)	6,880,332	3,127,604	223,143	3,752,727
無形固定資産							
ソフトウェア	682,695	70,621	3,220	750,096	619,844	65,905	130,252
その他	111,514	15,385	74,909 (26,497)	51,990	4,177	840	47,813
無形固定資産計	794,209	86,007	78,129 (26,497)	802,087	624,021	66,746	178,066
長期前払費用	257,276	1,961	178,282	80,955	57,523	20,886	23,431

(注) 1. 当期増加額の主なものは以下のとおりであります。

建物	小中部	16,621千円
	高校部	19,748千円
	個別指導部	15,065千円
工具、器具及び備品	小中部	575千円
	本部	19,960千円
ソフトウェア	S 1 システム	31,645千円
	勤怠システム	14,132千円

2. 当期減少額の主なものは以下のとおりであります。

建物	小中部	69,235千円
	高校部	30,274千円
	個別指導部	51,539千円
工具、器具及び備品	小中部	27,531千円
	個別指導部	33,196千円
	本部	53,212千円
長期前払費用	小中部	35,787千円
	個別指導部	94,130千円
	本部	20,100千円

3. 建設仮勘定の増加額は上記資産等の取得にかかるものであり、減少額は上記科目等への振替によるものであります。

4. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	44,090	10,598	2,062	8,444	44,181
賞与引当金	—	96,881	—	—	96,881
役員退職慰労引当金	219,766	10,490	3,187	—	227,069
訴訟損失引当金	18,287	—	18,287	—	—

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額 (千円)
現金	5,851
預金の種類	
普通預金	847,014
定期預金	216,000
別段預金	476
小計	1,063,491
合計	1,069,343

② 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
一般顧客	190,778
フランチャイジー	46,092
Kyoshin GmbH	575
合計	237,446

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	次期繰越高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
223,195	1,331,454	1,317,202	237,446	84.7	63.1

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③ 商品

品目	金額 (千円)
教材	94,994
合計	94,994

④ 貯蔵品

品目	金額 (千円)
消耗品	3,732
金券 (図書券、回数券、切手、印紙等)	3,516
広告・パンフレット等	1,178
合計	8,427

⑤ 繰延税金資産（固定）

内訳	金額（千円）
退職給付引当金繰入限度超過額	520,283
減価償却費超過額	263,875
役員退職慰労引当金否認	92,190
その他（繰延税金負債控除後）	△1,422
合計	874,926

⑥ 敷金及び保証金

内訳	金額（千円）
教室等に係る敷金・保証金	993,081
その他	840
合計	993,921

⑦ 買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社教育開発出版	17,542
株式会社パピルス書房	6,885
株式会社紅陽印刷	6,235
株式会社育伸社	6,164
株式会社朝日教育社	5,491
その他	14,504
合計	56,823

⑧ 短期借入金

相手先	金額（千円）
株式会社三菱東京UFJ銀行	150,000
株式会社みずほ銀行	50,000
株式会社京都銀行	50,000
合計	250,000

⑨ 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額 (千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	124,284
株式会社三井住友銀行	120,000
株式会社りそな銀行	103,210
株式会社京都銀行	98,556
株式会社みずほ銀行	97,400
株式会社滋賀銀行	69,988
株式会社池田泉州銀行	60,000
京都信用金庫	59,988
日本生命保険相互会社	30,000
株式会社関西アーバン銀行	16,800
株式会社南都銀行	10,000
合計	790,226

⑩ 長期借入金

相手先	金額 (千円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	374,293
株式会社りそな銀行	248,970
株式会社京都銀行	238,141
株式会社みずほ銀行	225,000
京都信用金庫	165,850
株式会社三井住友銀行	165,000
株式会社滋賀銀行	105,035
株式会社池田泉州銀行	102,500
株式会社南都銀行	35,000
日本生命保険相互会社	30,000
株式会社関西アーバン銀行	10,800
合計	1,700,589

⑪ 退職給付引当金

区分	金額 (千円)
退職給付債務	1,250,281
未認識数理計算上の差異	31,205
合計	1,281,486

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	3月1日から2月末日まで
定時株主総会	5月中
基準日	2月末日
剰余金の配当の基準日	8月31日 2月末日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 買取手数料	大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.kyoshin.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得請求権付株式の取得を請求する権利および募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第29期）（自 平成21年3月1日 至 平成22年2月28日）平成22年5月28日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成22年5月28日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第30期第1四半期）（自 平成22年3月1日 至 平成22年5月31日）平成22年7月15日近畿財務局長に提出

（第30期第2四半期）（自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日）平成22年10月12日近畿財務局長に提出

（第30期第3四半期）（自 平成22年9月1日 至 平成22年11月30日）平成23年1月14日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成23年5月25日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 5月27日

株式会社京進

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村 源 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 篤 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京進の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京進及び連結子会社の平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年3月15日にシンジケートローン契約を締結している。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社京進の平成22年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社京進が平成22年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年 5月26日

株式会社京進

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村 源 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 篤 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京進の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京進及び連結子会社の平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社京進の平成23年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社京進が平成23年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年 5 月27日

株式会社京進

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村 源 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 篤 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京進の平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京進の平成22年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年3月15日にシンジケートローン契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年 5月26日

株式会社京進

取締役会 御中

京都監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村 源 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 柴田 篤 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社京進の平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京進の平成23年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。